

船橋市図書館協議会委員の公募に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市図書館条例（平成28年船橋市条例第27号）第14条第2項に規定する船橋市図書館協議会委員のうち、公募により選考して委嘱する委員（以下「公募委員」という。）の公募に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公募委員の定数)

第2条 公募委員の定数は2人とする。

(公募委員の応募資格)

第3条 公募委員に応募することができる者は、応募日において次に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 本市に在住する者で、18歳以上であること
- (2) 図書館について幅広い見識、関心を持っている者であること
- (3) 本市の他の附属機関等において委員でないこと
- (4) 本市職員及び本市職員退職者並びに本市議会議員でないこと

(公募委員の公募方法)

第4条 公募委員の公募は、広報ふなばし及び市ホームページに募集記事を掲載することにより行う。

(公募委員の選考方法)

第5条 公募委員の選考は、小論文その他の提出書類によるものとする。

- 2 応募がなかった場合及び応募者からの選任が困難である場合には、指名その他の方法により委員を選任することができる。

(公募委員の選考基準)

第6条 公募委員の選考基準は別に定めることとする。

(公募委員選考委員会)

第7条 公募委員を選考するため、公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

- 2 選考委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 教育次長
 - (2) 生涯学習部長
 - (3) 西図書館長
 - (4) 西図書館長補佐
- 3 選考委員会に会長を置き、会長は教育次長をもって充てる。
- 4 選考委員会の会議は、会長が招集し、議事を整理する。

附則

この要綱は平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は令和5年3月15日から施行する。